

「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間内の早期処理に関する周知徹底」

経済産業省より、「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間内の早期処理に関する周知徹底」について、会員の皆さまへ周知依頼がありました。お知らせの内容は、下記の通りです。よろしくお願いいたします。

<周知内容概要>

昭和 52 年 3 月以前に建築・改修された建物の照明器具には、高濃度 P C B が使用されている可能性があることが判明しています。

高濃度 P C B を含有する安定器の処分期限が迫っていることより（最短:北九州・大阪・豊田事業エリア:平成 33 年 3 月 31 日）、所有する建物における当該安定器の使用の有無について早急に調査いただき、発見された場合は適切に処理していただくようお願いするものです。

これに関連し、P C B 含有の有無の判別方法、該当する照明器具安定器の調査及び L E D 一体型照明器具への交換への補助事業などの情報も記載しております。

なお、本補助事業および P C B 特措法については環境省が専管であるため、詳細の問合せ先は環境省（又は経産省）となっております。

<リーフレット URL>

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/full8rr.pdf>